

# 北陸信越運輸局報

第 3 9 1 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日 (火曜日)  
(毎月 3 回 1 ・ 1 1 ・ 2 1 日発行)

発 行 北 陸 信 越 運 輸 局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号  
電 話 (025) 285-9000  
F A X (025) 285-9170  
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

## 目 次

公 示	△一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限変更認可申請	・・・ 1 ページ～ 5 ページ
	△平成 25 年度第 2 回動力車操縦者試験の施行	・・・ 5 ページ～ 7 ページ
許認可等	△自動車分解整備事業の認証	・・・ 7 ページ
	△指定自動車整備事業の指定	・・・ 7 ページ～ 8 ページ
行政処分	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分 (平成 2 5 年 1 1 月分)	・・・ 8 ページ

## ○ 公 示

公示第 6 8 号

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限変更認可申請(平成 2 6 年 4 月 1 日からの消費税率引上げに伴う運賃等の改定を実施するため)があったので、道路運送法施行規則第 5 5 条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から 1 0 日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から 1 0 日以内のものとする。

### 記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

北陸信越運輸局長 和 迹 健二

(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	事 案 概 要	
25 旅 10	新潟交通株式会社	申請年月日	平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日
		均一制	2 3 0 円 (2 2 0 円)
		対キロ区間制	基準賃率 4 0 円 7 0 銭 (4 0 円 7 0 銭)
		初乗運賃	1 7 0 円 (1 7 0 円)
		改定率	1 . 0 2 8 0 3 %

25 旅 11	新潟交通観光バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 41円80銭(40円70銭) 初乗運賃 170円(170円) 対キロ区間制 基準賃率 35円70銭(34円80銭) 初乗運賃 150円(150円) 改定率 1.02641%
25 旅 12	頸城自動車株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 50円19銭(48円80銭) 初乗運賃 170円(170円) 改定率 1.02756%
25 旅 13	頸北観光バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 50円19銭(48円80銭) 初乗運賃 170円(160円) 改定率 1.02817%
25 旅 14	頸南バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 50円19銭(48円80銭) 初乗運賃 170円(170円) 改定率 1.02857%
25 旅 15	くびき野バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 50円19銭(48円80銭) 初乗運賃 170円(170円) 改定率 1.02830%
25 旅 16	越後交通株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 30円40銭(30円40銭) 初乗運賃 170円(170円) 改定率 1.02166%
25 旅 17	北越後観光バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 30円40銭(30円40銭) 初乗運賃 150円(150円) 改定率 1.02281%
25 旅 18	南越後観光バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 30円40銭(30円40銭) 初乗運賃 150円(150円) 改定率 1.02551%
25 旅 19	東頸バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 50円19銭(48円80銭) 初乗運賃 170円(170円) 改定率 1.02844%
25 旅 20	糸魚川バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 41円40銭(41円40銭) 初乗運賃 140円(140円) 改定率 1.02749%
25 旅 21	アルピコ交通株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 均一制 200円(190円) 対キロ区間制 基準賃率 47円50銭(46円20銭) 初乗運賃 150円(150円) 対キロ区間制 基準賃率 49円90銭(48円60銭) 初乗運賃 150円(150円) 対キロ区間制 基準賃率 51円60銭(50円20銭) 初乗運賃 160円(160円)

		改定率 1.02817%
25旅22	千曲バス株式会社	申請年月日 平成25年12月6日 対キロ区間制 基準賃率 49円30銭(48円00銭) 初乗運賃 150円(140円) 改定率 1.02752%
25旅23	草軽交通株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 51円30銭(49円90銭) 初乗運賃 130円(130円) 改定率 1.02813%
25旅24	東信観光バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 49円30銭(48円00銭) 初乗運賃 140円(140円) 改定率 1.02668%
25旅25	西武高原バス株式会社	申請年月日 平成25年12月5日 対キロ区間制 基準賃率 47円20銭(47円20銭) 初乗運賃 130円(120円) 改定率 1.02609%
25旅26	ジェイアールバス関東株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 49円90銭(48円60銭) 初乗運賃 140円(140円) 改定率 1.02689%
25旅27	株式会社関電アメニックス	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 59円70銭(58円10銭) 初乗運賃 150円(150円) 改定率 1.02754%
25旅28	伊那バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 49円90銭(48円60銭) 初乗運賃 150円(150円) 改定率 1.02671%
25旅29	中央アルプス観光株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 49円90銭(48円60銭) 初乗運賃 150円(150円) 改定率 1.02675%
25旅30	伊那市	申請年月日 平成25年12月1日 対キロ区間制 基準賃率 51円20銭(49円80銭) 初乗運賃 200円(200円) 改定率 1.02811%
25旅31	おんたけ交通株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 49円00銭(47円70銭) 初乗運賃 150円(150円) 改定率 1.02725%

25 旅 32	富山地方鉄道株式会社	申請年月日 地帯制① 地帯制② 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	平成25年12月9日 200円(200円) 240円(230円) 基準賃率 45円20銭(45円20銭) 170円(170円) 1.02710%
25 旅 33	加越能バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	平成25年12月10日 基準賃率 47円30銭(46円00銭) 160円(160円) 1.02543%
25 旅 34	立山黒部貫光株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	平成25年12月9日 基準賃率 63円00銭(61円30銭) 90円(90円) 1.02773%
25 旅 35	富山地鉄北斗バス株式会社	申請年月日 地帯制① 地帯制② 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	平成25年12月9日 200円(200円) 240円(230円) 基準賃率 45円20銭(45円20銭) 170円(170円) 1.02731%
25 旅 36	北陸鉄道株式会社	申請年月日 地帯制① 地帯制② 地帯制③ 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	平成25年12月10日 200円(200円) 220円(210円) 240円(230円) 基準賃率 41円04銭(39円90銭) 170円(170円) 1.02771%
25 旅 37	北鉄金沢バス株式会社	申請年月日 地帯制① 地帯制② 地帯制③ 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	平成25年12月10日 200円(200円) 220円(210円) 240円(230円) 基準賃率 41円04銭(39円90銭) 170円(170円) 1.02839%
25 旅 38	加賀白山バス株式会社	申請年月日 均一制 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	平成25年12月10日 220円(210円) 基準賃率 39円60銭(38円50銭) 160円(160円) 1.02856%
25 旅 39	加賀温泉バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	平成25年12月10日 基準賃率 38円16銭(37円10銭) 150円(150円) 基準賃率 39円09銭(38円00銭) 160円(160円) 1.02764%

25 旅 40	北鉄能登バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 36円41銭(35円40銭) 初乗運賃 140円(140円) 対キロ区間制 基準賃率 37円85銭(36円80銭) 初乗運賃 150円(150円) 対キロ区間制 基準賃率 41円04銭(39円90銭) 初乗運賃 170円(170円) 改定率 1.02810%
25 旅 41	北鉄奥能登バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 38円16銭(37円10銭) 初乗運賃 150円(150円) 対キロ区間制 基準賃率 41円04銭(39円90銭) 初乗運賃 170円(170円) 改定率 1.02628%
25 旅 42	小松バス株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 47円31銭(46円00銭) 初乗運賃 160円(160円) 改定率 1.02788%
25 旅 43	能登島交通株式会社	申請年月日 平成25年12月10日 対キロ区間制 基準賃率 40円00銭(40円00銭) 初乗運賃 140円(140円) 改定率 1.02846%

※ ( ) 内は現行

公示第 69 号

平成 25 年度第 2 回動力車操縦者試験の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和 31 年運輸省令第 43 号、以下「省令」という。)第 10 条第 2 項の規定により、平成 25 年度第 2 回動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

平成 25 年 12 月 20 日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

記

1. 試験を行う運転免許の種類

甲種電気車運転免許、無軌条電車運転免許

2. 試験施行の期日

(1) 身体検査

省令第 8 条の 2 による別表 2 の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。

なお、筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行う。

(2) 筆記試験

平成 26 年 3 月 6 日(木) 9 時 15 分から

(3) 適性検査

平成 26 年 3 月 6 日(木) 13 時 15 分から

(4) 技能試験

技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対し、所属する事業者を通じて、期日を通知する。

### 3. 試験施行の場所

#### (1) 筆記試験及び適性検査

北陸信越運輸局 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階第1会議室

#### (2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、身体検査、適性検査及び筆記試験を合格した者に対し、所属事業者を通じて別途通知する。

### 4. 受験の際の携行品その他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HBの鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡を必要とする者は矯正眼鏡を持参すること。

### 5. 運転免許申請書受付期間

平成25年12月20日（金）から平成26年2月4日（火）まで

※受付時間（土日祝日を除く） 8:30～17:15

### 6. 運転免許申請書に添付すべき書類

#### (1) 提出書類

ア. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあっては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）1通

イ. 申請前6ヶ月以内に撮影した申請者の写真2枚

（注）写真は無帽、正面、上3分身、無背景の縦3.5cm、横2.5cmの大きさのものを2枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

ウ. 省令第9条第1項の規定により試験の一部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

エ. 身体検査を必要とする者は、省令第8条の2の規定による別表2の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

#### (2) 申請書類提出先

北陸信越運輸局鉄道部安全指導課

〒950-8537 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館（6階）

### 7. 合格基準

#### (1) 身体検査

省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

#### (2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格点は、クレペリン検査についてはa、a'、a'～a'f、a'f、a'f～Fa、b、b'、b'fとし、反応速度検査については正答数の評点3以上、誤答数の評点3以上とする。

#### (3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を10問題200点満点とし120点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて10問題200点満点とし120点以上を合格点とする。

#### (4) 技能試験

省令第8条の5に定める事項について実施し、各事項毎に100点満点とし、60点以上を合格点とする。

### 8. 技能試験において使用する車両等

(1) 受験者が所属する事業者（その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可）は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類の技能試験に必要な鉄道施設又は軌道施設及び車両（鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。）並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、運輸局長は技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。

(2) 技能試験中の安全確保は、上記(1)の車両等を準備した事業者が行うこと。

9. 運転免許手数料

- (1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、又は電子情報処理組織を使用して納付すること。  
収入印紙により納付する場合、収入印紙は消印しないこと。
- (2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

10. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して、連絡することにより行う。

11. その他

試験に関する問い合わせ先

北陸信越運輸局鉄道部安全指導課

電話 025-285-9153

受付時間（土日祝日を除く） 8:30～17:15

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	長認証第364号
認証年月日	平成25年12月20日
事業者名	郷津 武則
事業場名	ゴウゾオート
事業場所在地	長野県大町市平12807番地1
自動車分解整備事業の種類	小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第20203号
指定年月日	平成25年12月12日
事業者名	株式会社赤坂ホンダ
事業場の名称	Honda Cars 日ノ出茅野店
事業場の所在地	長野県茅野市宮川字南通4242番8
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	—
指定の条件	—

指定番号	北信指第40097号
指定年月日	平成25年12月13日
事業者名	石川日産自動車販売株式会社
事業場の名称	石川日産自動車販売株式会社 鞍月店
事業場の所在地	石川県金沢市鞍月5丁目170番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	—
指定の条件	—

## ○ 行政処分

### ■ 一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成25年11月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成25年 11月11日	株式会社高岡市衛生 公社	本社営業所	文書警告	平成24年8月23日、追突事故を惹起し公安委員会より「道路交通法違反通知書（自動車運転過失致死傷）」が届いたことから監査実施。一件の法令違反が確認された。（1）運転者に対する指導・監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	0	0
	富山県高岡市材木町 731	富山県高岡市材木町 731	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。